

インターネットによる配信用映像の検証、試行について（まとめ）

1 最終的な整理（当委員会の役割）

- （１）映像配信の試行について管理すること。
- （２）ルールはこの要綱のまま「映像配信試行実施要綱」ということ。
ただし、映像を見ての感想については提案する。

2 映像を見てのまとめ（試行の前提として）

- （１）個人情報保護のため、最大限の配慮をすること。
- （２）個人情報について発言する必要がある場合は、あらかじめ委員長に申し出て、対応を協議してもらう。リスクを軽減するよう配慮すること。
- （３）映像を見て気づいた点（会議出席者が留意すべき点）
 - ア．映像では、発言がはっきり聞こえない場合があった。
→マイクに近づいて話すこと。
 - イ．視聴する側が気になる雑音があった。具体的にはペンのノック音。
→マイク感度が良く、雑音や私語が入る。視聴者へのマナーとして気を付けるべきであり、議員と執行部側の会議出席者が自覚し、当事者間でも注意を促す必要がある。

（４）中断した場合どうなるか

- ア．再度「飯田市議会委員会」に接続しないと、映像を見る画面には戻らない。
- イ．ライブ映像で不適切発言があり、録画映像を配信しない場合は、管理者画面で、その映像ファイルを消せる。
（誰かが映像をコピーした場合は、どこで使われ、どこまで拡散するかは、わからない。）
- ウ．ライブ配信は、「LIVE」と画面に表示される。これで、視聴者側は録画映像なのか、ライブ映像なのかを判断できる。
- エ．会議を中断する場合、映像の配信を中止すれば、その時点で映像は途切れる。その後、配信を再開する場合は、別の映像枠として、別の名前で設定することになる。 例） 9/24開催リニア推進特別委員会 映像①
（中断後） 9/24開催リニア推進特別委員会 映像②

3 試行期間について

9月と12月定例会での2回のリニア推進特別委員会の会議の映像配信を試行対象とする。

4 試行の内容

9月・12月定例会での2回の会議をライブ配信で行う。（自動的に録画配信）
視聴者からの反応などあれば検証する。

（試行する中で）

- （１）個人情報、不適切発言の対応の問題点を明らかにする。
- （２）運営、運用上の問題点。判断する材料を集める。
→委員会審議のインターネット映像配信の課題を整理する。